

羽幌町も本格的な冬に入ります。季節の変わり目は体調を崩しやすいので、風邪などにはくれぐれもご注意ください。さて、みなさんタイヤ交換はもう終わりましたか。スタッドレスタイヤに限らず、タイヤのゴムの寿命は2~3年とされているそうです。交換時はゴムの硬さや溝の深さを点検し、安全確認を忘れずに！

☎ 0164-62-1211(代表)

🌐 <http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>

✉ seisaku@town.haboro.hokkaido.jp

お知らせ

守ろう北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される北海道(地域別)最低賃金が次のとおり改正されています。

最低賃金額 時間額 667円
効力発生日 平成20年10月19日

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。



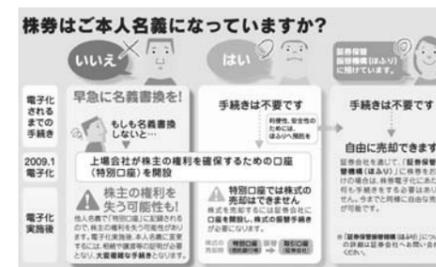
お問い合わせ
北海道労働局労働基準部賃金課 ☎ 011-709-2311
留萌労働基準監督署 ☎ 0164-42-0463

株券電子化の準備はお済みですか

平成21年1月、上場会社の株券が電子化されます。株券が電子化されると、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。お手元の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失う恐れがありますので、株券が電子化される前に名義書換が必要です。

株式の管理や取引がより効率的かつ安全に

- ・管理面では、株券を手元で保管することによる盗難や紛失がなくなります。
- ・取引面では、偽造株券を取得することがなくなります。
- ・株券の受け渡しや株券取得の都度の名義書換も不要になります。



お問い合わせ
日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター
☎ 03-3667-4500(平日 9:00~17:00)

10月の交通事故・消防に関するお知らせ

羽幌警察署並びに消防署から10月における各件数などのお知らせです。

これからは徐々に日が短くなります。夕暮れ時は早めのライト点灯で、安全運転を心がけましょう。

交通事故情報

区分	当月	(1月からの累計)
発生件数	2件	(10件)
死者	0人	(1人)
負傷者	2人	(10人)

消防情報

区分	当月	(1月からの累計)
救急出動	29件	(303件)
搬送人員	29人	(297人)
火災件数	0件	(8件)
損害額	0千円	(1,097千円)
死者	0人	(0人)
負傷者	0人	(2人)

住生活総合調査にご協力ください

国土交通省では、12月1日に全国各地において「平成20年住生活総合調査」を行います。この調査は、みなさんが住宅やその周りの環境について、日ごろどのように考えているかなどを調査するもので、より良い住まいづくりを行うための重要な資料となるものです。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

対象世帯 全道から無作為抽出した約5,200世帯
調査方法 統計調査員証を持った調査員が対象となった世帯に伺い、調査票の配布・回収を行います。
調査期間 11月24日~12月7日



お問い合わせ
北海道建設部住宅課 ☎ 011-231-4111(内線29-516)
総務課情報管理係 ☎ 62-1211(内線216)

忘れずに！ 12月1日納期限の税金は
固定資産税（第3期分）
国民健康保険税（第5期分）
来月の納税出張窓口
12月29日(月) 午前9:00~正午
川北老人福祉センター ☎62-1424

冬支度はお済みですか

毎年冬になると、屋根に積もった雪や氷、つららが落ちて歩行者がけがをしたり、死亡する事故が起きています。建物の管理者が損害賠償の責任を問われた例もあります。冬期間の通行を円滑にし事故を防ぐため早めの準備をするとともに、降雪後もつぎのことに注意しましょう。

- 屋根の雪や氷などが道路に落ちるような建物には、丈夫な雪の滑り止めをつけましょう。
- 気温が急に上昇し、特に -3度~+3度位になったときが一番落ちやすい状態となっています。早めに雪や氷を屋根からおろすようにし、作業時は必ず命綱をつけましょう。
- 屋根から大量の雪が落ちたときは直ちに事故がないかどうかを確かめ、すみやかに処理してください。
- 歩行者は軒下の通行はできるだけ避け、小さいお子さんは、歩道で遊ばせないようにしましょう。

お問い合わせ

建設水道課管理係 ☎ 62-1211(内線313・314)

悪質な訪問販売にご注意ください

平成21年6月1日から今お住まいの住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けられますが、悪質な訪問販売などの被害が道内でも発生しております。強引に契約を迫る業者には十分注意するとともに、つぎの点に気をつけましょう。

- 消防署職員や消防団員が個人宅を訪問し、販売することはありません。
- 住宅用火災警報器は町内の防災設備取扱店(設備店・金物店)や、家電量販店、ホームセンターなどで購入でき、自分で取り付けが可能です。(販売店に取り付けを依頼しても構いません。)
- 訪問販売では、クーリングオフ制度が認められています。契約日から8日以内であれば契約解除ができるので、領収書などを保存しておき消費生活センターなどに相談してください。
- 必要のない箇所に設置を勧めたり、法外な金額で契約させられる恐れがあります。強引に勧められても「消防署に聞く」「家族と相談する」などと断り、その場で契約しないようにしましょう。



お問い合わせ

北留萌消防組合消防署予防課 ☎ 62-1246

「暮らしぶりの映し ~北の光が続く道~」

第2回萌える天北オロロンルートフォトコンテストの審査会を開催します。

▼応募総数は100点以上。たくさんのご応募ありがとうございました。

▼受賞された方へは事務局からご連絡いたします。

シーニックの森

▼萌える天北オロロンルートは今春、指定ルートに認定されました。

▼7月には「日本海の食と景観を楽しむ旅(第1回カーボンオフセット型実験ツアー)」が開催され、「シーニックの森」第1号が誕生しました。このツアーの目的は、ドライブ時に排出される二酸化炭素を吸収してくれる木々を植樹し、魅力ある景観づくりにつなげようとするものです。9月24日には、7月のツアーで植樹した木々の下草刈りを行いました。

一緒に参加しませんか?

▼7月に植樹した木々は平均して5cmほど、育っていました。

▼シーニックの森づくりに興味のある方は、一緒に参加しませんか? 詳しくはコチラ↓
http://www.scenicbyway.jp/travelers_woods/index.html

萌える天北オロロンルート運営代表者会議事務局
電話 0164-42-3871 FAX0164-42-2200
メール tenpokurororor@moeru.fm

※萌える天北オロロンルートHP
<http://rumoifan.net/moeten/index.html>

消防団活動にあなたの力を！

羽幌消防団では消防団員を募集しています。年齢18歳以上で、町内に居住している方であれば入団できます。消防団員になって「地域の防災リーダー」として地域に貢献してみませんか。入団をお待ちしています。



申込・お問い合わせ

北留萌消防組合消防署庶務課 ☎ 62-1246

財務課臨時職員の募集

次のとおり臨時職員を募集します。業務内容は確定申告の期間中の個人住民税申告事務の補助です。希望される方はご応募ください。

勤務場所 財務課税務係

勤務内容 個人住民税に関する事務補助
(主にコンピュータによる事務)

募集人員 2名

資格要件 ・高等学校卒業の資格を有する者
・羽幌町に住所を有し、通勤可能な者

勤務時間 月曜日～金曜日・1日8時間(週40時間)

雇用期間 ・平成21年1月6日～3月31日(3カ月) 1名
・平成21年2月1日～3月31日(2カ月) 1名

賃金 日額 5,700円

保険等 ・3カ月雇用は社会保険、厚生年金、雇用保険、非常勤 公務災害補償に加入

・2カ月雇用は非常勤公務災害補償に加入

応募方法 市販の履歴書(顔写真貼付)に必要事項を記入のうえ、平成20年12月8日(必着)までに財務課税務係に応募する。

選考方法 (一次選考) 履歴書による書類選考
(二次選考) 面接を実施
日程は後日通知します



申込・お問い合わせ

財務課税務係 ☎ 62-1211(内線256)

振り込め詐欺にご注意を！

いま、被害が急増しています

今年に入って北海道での振り込め詐欺の被害がすでに400件を超え被害額も約4億5,000万円と、昨年の倍のペースで急増し過去最悪となっています。

振り込め詐欺の手口は日々巧妙化し、誰もが騙される危険性があることを認識し、一人ひとりがつぎのような心の備えをしておくことが重要です。

- すぐに振り込まない
- 一人で振り込まない
- おかしいと思ったら迷わず警察署などに相談する

お問い合わせ

町民課町民生活係 ☎ 62-1211(内線112・113)

エゾシカ狩猟期間の国有林入林について

先月解禁となった平成21年3月1日までのエゾシカ狩猟期間については、安全確保の観点から狩猟者を除く一般の方の国有林への入林を許可しないこととしています。ご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ

留萌北部森林管理署 ☎ 01632-2-1151

募集

会員を募集しています

羽幌歩くスキー愛好会では会員を募集しています。

雪の季節、運動も兼ねて白銀の山野を歩きませんか。初滑りは1月を予定しています。



申込・お問い合わせ

羽幌歩くスキー愛好会事務局 ☎ 62-4506

事業主及び季節労働者のみなさんへ

オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会からのお知らせ

当協議会が実施する事業について、取り組み及び参加についてご協力よろしくお願いします。

▶ 職場講習事業(講習受入事業所及び就労体験希望者募集)

季節労働者は、職業経験等により季節的業務以外への常用就職が困難となっていることも多いため、一般業務を行う事業所で働くことを体験しその不安等を解消させること、また、事業主に対しては雇い入れる不安の解消を目的として、一般業務での就労体験事業を実施するものです。(受講料は無料です)

(対象事業所)

季節的業務以外の一般業務(製造業等)を行う事業所。雇用保険の適用事業主であることが条件です。

(講習要領)

講習期間は5日間程度を予定しています。ただし、講習者への1日の業務指導時間は当該事業所の所定労働時間とし、8時間を越えないものとします。

(事業主に対する謝金)

5日間程度で1人につき6,000円をお支払いします。

(保険)

傷害保険は当協議会で加入します。

(実施時期)

1月～3月を予定しています。

▶ 就職合同面談会事業(雇用予定事業所及び参加希望者募集)

季節労働者の雇用を検討(予定)している企業と就職を希望する季節労働者が一堂に会して、就職合同面談会を開催するものです。実施時期は2月～3月を予定。

▶ 地域雇用確保対策事業(見学受入事業所及び参加希望者募集)

季節労働者の職業選択の一助となるよう管内通年雇用化先進企業などを訪問見学します。実施時期は2月～3月を予定。

▶ 11月事業主向け通年雇用支援セミナー

日時 11月26日(水) 午後1:30～3:30(予定)

場所 はばろ温泉サンセットプラザ 2階会議室

内容 ハローワーク留萌の職員を講師に、通年雇用奨励金等助成制度の説明や建設業を営む事業所から新分野進出に関する事例発表を行う予定です。

(オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会)

場所 羽幌町南3条2丁目1番地(相談窓口)

電話 62-5060 雇用促進支援員が対応します。

お問い合わせ

商工観光課商工労働係 ☎ 62-1211(内線362)

NHK放送受信料の免除基準が変わりました

平成20年10月1日より、障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が変わりました。新たに免除を受ける場合は申請が必要となります。

全額免除

- ・「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合
従来の「身体障がい者」「重度の知的障がい者」から対象を拡大、生活状態の条件を「市町村民税非課税」に統一。

半額免除

- ・視覚、聴覚障がい者が世帯主の場合
- ・重度の障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)が世帯主の場合
従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大。

(NHK視聴者コールセンター)

電話 0570-077-077

時間 午前9:00～午後10:00

土・日曜日、祝祭日は午後8:00まで

(NHK受信料の窓口ホームページ)

<http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/taikei-henkou.html#02>

お問い合わせ

福祉課社会福祉係 ☎ 62-1211(内線123)

裁判員制度のお知らせ

裁判員に選任されるまで

平成21年5月21日から裁判員制度が始まります。裁判員は選挙権のある人の中から、くじにより無作為に選ばれます。広く国民の参加を得てその良識を裁判に反映させるという制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民のみなさんの負担が著しく大きなものになることを回避するため、法律や政令で辞退を申し立てることができる事由を定めています。

辞退の申立てに対する判断は、各裁判員候補者の個別事情に応じできる限り前倒しで行うことにより、みなさんの負担を軽減することを考えています。送付される調査票や質問票は、裁判員候補者の方のご事情を早期にお尋ねすることにより、無用に裁判所にお越しいただくことを避けるためのものです。ご記入・ご返送につきご協力ください。

お問い合わせ

総務課情報管理係 ☎ 62-1211(内線216)

12月の保健カレンダー

あいあいサークルを除き、対象となる方にはお手紙で通知しています。あいあいサークルの参加を希望される方は、事前に電話でお申し込みください。

日程	事業	受付・実施時間	会場
3日(水)	あいあいサークル	午前9:45～	健康センター
4日(木)	莓くらぶ	午前9:30～	健康センター
8日(月)	小莓くらぶ	午前9:30～	健康センター
10日(水)	乳児健診	午後1:00～	健康センター
17日(水)	あいあいサークル	午前9:45～	健康センター
17日(水)	3歳児健診	午後12:30～	健康センター
22日(月)	莓くらぶ	午前9:30～	健康センター
25日(木)	小莓くらぶ	午前9:30～	健康センター

申込・お問い合わせ 福祉課保健係
すこやか健康センター内 ☎ 62-6020

12月の救急当番医

道立羽幌病院については土・日曜日及び祝祭日を含め、救急診療を行っています。

21日(日) 加藤病院
(南6条5丁目)
☎ 62-1005



温泉活用健康増進事業

テーマ「頭の体操～食べ物編～」

外出する機会の少ない高齢者のための健康教室です。今回は栄養士による講話を行います。健康相談も併せて行いますので、気軽に楽しみながらご参加ください。送迎バスも運行しますので、ご利用の方は申し込みの際にお知らせください。

日時 12月24日(水) 午後1:30から
会場 はぼる温泉サンセットプラザ
参加料 入浴料 550円(回数券・割引券使用可)
対象者 65歳以上で温泉入浴に支障の無い方
申込期限 12月17日(水)まで



申込・お問い合わせ 福祉課保健係
すこやか健康センター内 ☎ 62-6020

心配ごと相談

羽幌町社会福祉協議会では、心配ごと相談所を毎月1回開催しています。どうぞお気軽にご利用ください。

日時 12月19日(金) 午後1:30～午後4:00
会場 勤労青少年ホーム
相談員 秋山 俊一 氏

お問い合わせ
羽幌町社会福祉協議会 ☎ 69-2311

健康相談

保健師と栄養士による健康相談です。町内在住の方なら誰でも利用できます。毎回軽い運動と体重・体脂肪測定、血圧測定、健康の話をしています。

期日 12月19日(金)
運動 太極拳
服装 動きやすい服装でお越しください。
会場 川北老人福祉センター(午前10:00～午前11:30)
すこやか健康センター(午後1:00～午後3:00)
健康手帳をお持ちの方は、ご持参ください。

お問い合わせ 福祉課保健係
すこやか健康センター内 ☎ 62-6020

健康



おやこの食育教室

親子で一緒に さぁ！つくってみよう

食育とは様々な経験を通じて「食」に関する知識と選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人を育てることです。クリスマス料理で親子一緒に食育を体験しましょう。

日時 12月14日(日) 午前10:00～午後1:00
会場 すこやか健康センター
内容 食育の話、調理実習(変わりちらし寿司、じゃがいものグラタン、柿とコーンのサラダ ほか)、試食
対象 小学生とその保護者
参加料 1人300円
申込期限 12月4日(木)まで

申込・お問い合わせ 福祉課保健係
すこやか健康センター内 ☎ 62-6020

人権擁護委員にご相談を

人権擁護委員による「人権相談所」を開設します。秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

日時 12月9日(火) 午後1:00～午後3:00
会場 中央公民館 第3研修室
料金 無料
相談内容
・いじめ、虐待、セクハラ、家庭内暴力など人権問題
・離婚、相続などの家庭問題
・金銭貸借のトラブル など

お問い合わせ
町民課総合受付係 ☎ 62-1211(内線101)

行政相談

行政についてわからないことなどがあれば、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は厳守されます。

日時 12月9日(火) 午前9:00～正午
会場 役場1階 相談室
行政相談委員 弓庭 登 氏
相談例

- ・苦情がある、困っていることがある
- ・手続き、サービスなどで制度や仕組みがわからない
- ・苦情や困っていることについて、どこに相談してよいかわからない



お問い合わせ
町民課総合受付係 ☎ 62-1211(内線101)

年金相談

年金の加入状況の確認、納付書や年金手帳の再発行依頼など年金に係る相談を受け付けています。請求の際には、印鑑や通帳等必要なものがありますので、事前にお問い合わせすることをおすすめします。

日時 12月11日(木) 午前10:00～午後4:00
会場 役場4階 大会議室

お問い合わせ
留萌社会保険事務所 ☎ 0164-43-7211

平成21年羽幌町成人式

平成21年の新成人をお祝いします。町外からの出席も可能ですのでお申込みください。

日時 平成21年1月11日(日) 午後1:00から
場所 中央公民館
対象 昭和63年4月2日～平成元年4月1日生まれの方
申込方法 羽幌町に住居登録のある方
申込みはいりません。
羽幌町に住居登録のない方
12月12日までにお電話で申込みください。保護者の方からの申込でも結構です。期限以降の申込みの方は、式典には出席できませんが、成人者名簿には記載されませんのでご了承ください。



申込・お問い合わせ
社会教育課社会教育係 ☎ 62-5880

相談



被害者相談窓口の積極的な利用を！

警察では、事件や事故の被害に遭った方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方の相談を受け付けています。また、事件や事故による傷が癒されず悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のカウンセラーがお話をお聞きします。

被害者相談
■暴力相談 0166-34-5982
■性犯罪、少年相談110番 0120-677-110

一般相談
■専用電話 #9110
■旭川方面 0166-34-9110

民間被害者相談電話
■北海道被害者相談室 011-232-8740
■北海道暴力追放センター 0120-210-490
■北海道交通安全活動推進センター 011-233-2543

お問い合わせ 羽幌警察署 ☎ 62-1110